

もしあなたが市税を滞納してしまおうと ～納税は国民の義務です～

税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を担っています。福祉や教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

市税を滞納することは、納期限内に納税している大多数の市民との公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。このため、市では大多数の納期限内納税者の代弁者として、「滞納は許さない」を合言葉に、毅然とした態度で、滞納処分（財産差押）に取り組んでいます。

納付・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します

支払能力があるにも関わらず、遊興費・借金や住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない人などが滞納処分（財産差押）の対象となります。

大多数の納期限内納税者の代弁者として、今まで以上に滞納者に対する「財産調査」を徹底して行っています。

○主な滞納処分（財産差押）の取り組み

- 住宅ローン返済優先者に対しては不動産を差押し、公売します。
- 給与所得者に対しては、勤務先に給与照会を行ったうえで、給与差押をします。
- 法人および自営業者に対しては、売掛金などを差押します。
- 生命保険加入者については、納税の担保として差押します。
- 所得税などの国税還付金については、すべて差押します。

○平成 23・24 年度滞納処分の差押件数・換価状況

年 度	平成23年度	平成24年度
預 貯 金	512	759
給 与・年 金	24	58
生 命 保 険	32	57
国 税 還 付 金	99	138
売 掛 金・賃 料 ほか	11	10
不 動 産	60	88
計	738	1,110
換価による税込	31,440,069円	64,026,103円

滞納処分に関するよくあるQ & A

Q1. 事前に連絡もなく、預金を差押されました。いつ差押するか連絡はもらえないのですか？

A1. 「いつ差押を執行します」と連絡することはありません。

税金は納期限内に納付いただくのが原則です。納期限を過ぎても納付がない人には督促状を発送します。「督促状発送日から10日を経過したときは差押しなければならぬ」と法律に明記されています。また督促状以外にも、催告書などにより再三納税の催告をしております。市役所からの通知は必ず確認してください。

Q2. 勤務先に給与照会がきて、勤務先に滞納があることが知られてしまいました。プライバシーの侵害ではないですか？

A2. 税金を滞納している人に対しては、市は法律に基づいて、すべての財産について調査する権限を持っています。調査を受けた勤務先・金融機関などはその調査に協力しなければなりません。また、個人情報保護法に抵触することはありません。

Q3. 分割納付しているのに、事前に連絡もなく差押をされました。なぜですか？

A3. 分割納付は、やむを得ない事情により納期限内に納付が難しい人への一時的な措置です。財産調査の結果、納税する資力が十分であると判断した場合、給与、預貯金、生命保険などの差押を執行しています。また、納税の担保として不動産を差押することも強化しています。

Q4. 住宅ローンがあつて納税できません。どうしたらよいのでしょうか？

A4. 納税は国民の義務であり、税金はすべての債務に優先すると法律に定められています。住宅ローンがあるため納税できないというのは理由になりません。

Q5. 納期限日を過ぎて納付したため、延滞金納付書が届きました。納付しなければなりませんか？

A5. 税金は納期限内納付が原則であり、納期限内に納付している人との公平性を保つため、延滞金を納付していただくこととなります。なお、延滞金を納付いただけない場合も、滞納処分（財産差押）の対象となります。

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、**一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。**一括納付が難しい場合には、分割納付にも応じることもできます。**まずは、納付できない理由をお聞かせください。**

問合せ▶困収納課収納整理係（☎内線 1 0 8 2 ・ 1 0 8 4）

●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、下表納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	7月1日(月)	時間	午後8時まで	
	7月31日(水)			
	9月2日(月)	場所		困 収 納 課
	9月30日(月)			